

**令和8年度地域課題解決型起業支援事業の補助事業者（執行団体）
公募要領**

本公募は、社会的起業家に対する補助金（起業支援金）の交付事務等を行う補助事業者（執行団体）の公募を行うものです。

1 事業目的

本事業は、地域の課題解決に資する社会的事業により新たに起業する者等を対象に、起業に係る経費を補助するとともに、専門家による伴走支援を行うことにより、起業の促進及び地域課題の解決を図り、地方創生を実現することを目的とします。

2 事業内容

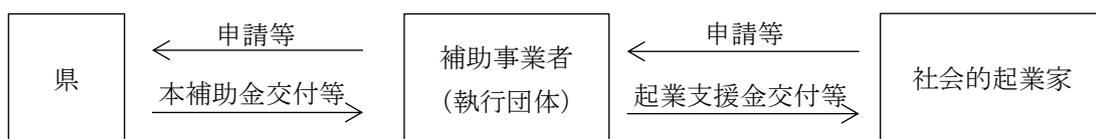
以下の地域課題解決型起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）を行うこと。
詳細は、別紙「起業支援事業業務概要」のとおり。

- (1) 社会的起業家に対する補助金（以下「起業支援金」という。）の運営業務
 - ・ 起業支援金の交付要綱の作成
 - ・ 公募から審査・採択、交付決定、精算、支払いまでの一連の事務
- (2) 採択した社会的起業家に対する伴走支援業務
 - ・ 経営の知識・ノウハウを持つ支援人材「起業サポーター」による伴走支援等
- (3) 業務の報告

3 実施期間

交付決定日（令和8年4月上旬予定）から令和9年3月31日（水）まで

4 事業執行の仕組み



5 応募要件

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 創業支援や一般的な補助金の運営事務に取り組んだ実績があるなど、本事業を適確に遂行する能力を有していること。
- (2) 業務の遂行に当たり、県の要請に応じて即時に来庁し、業務の迅速かつ円滑な推進に必要な打合せや指示等に対応できる体制を整えていること。
- (3) 原則として事業の全てを再委託せずに、自己の責任の下で自己の事業として進めるための事業推進体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中ではありません。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 補助金交付要件

(1) 採択予定者

1者

(2) 補助率・補助上限額

補助率： 定額（10／10）

補助上限額： 79,948千円

(3) 補助金の交付時期

補助金の交付は、原則として、全ての事業終了後の精算払となります。ただし、所定の手続きを行い、県が必要と認める場合には、事業期間内に概算払を行います。

(4) 補助金額の確定方法

事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、ヒアリング等を経て補助金額を確定します。

(5) 補助対象経費

ア 経費の区分

補助対象経費は、起業支援事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

| 経費の区分 | 左 の 内 容 |
|--------------|---|
| 起業支援金 (※) | 新たに起業する者が起業に要する経費及び第二創業に要する経費 (人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等) |

| | |
|------|---|
| | <p>関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等)</p> <p>※ 人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。</p> |
| 事務経費 | <p>事業者が補助金の支給、伴走支援に係る事務経費（人件費、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他の経費（伴走支援事業の遂行上、必要となる経費）等)</p> <p>※ 人件費については、補助事業者（執行団体）が起業支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p> |

※ 起業支援金は、補助額200万円を上限とし、補助率を1/2以下とする。詳細は、別紙「起業支援事業業務概要」のとおり。

イ 事務経費として計上できない経費

- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は、県との協議により、直接経費として計上できる場合があります。）
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ その他事業に関係のない経費

ウ その他必要な事項

地産地消の観点から、消耗品の調達やチラシやポスターの印刷・配送については、特段の事情がない限り県内企業を活用すること。

7 応募手続き

(1) 提出期限

令和8年3月18日（水）17時（必着）

(2) 提出方法

下記提出先・問い合わせ先に持参又は郵送で提出すること。持参による提出の受付は、祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時までとする。郵送の場合は、封筒に「応募書類在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達等の記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

- ア 〔様式1〕 地域課題解決型起業支援事業に係る公募申請書
- イ 〔様式2〕 会社概要
- ウ 〔様式3〕 応募資格に関する誓約書
- エ 〔様式4〕 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- オ 定款の写し
- カ 法人登記簿謄本（応募日から3ヶ月以内のもの）の写し

キ 直近の事業年度の事業実績の分かる資料

(4) その他留意事項

- ア 一度提出された書類の変更、差替は、軽微な変更を除き原則として認めません。
- イ 提出された書類は返却しません。
- ウ 応募後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- エ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- オ 提出された書類は、補助事業者（執行団体）の選定手続き以外には使用しません。
- カ 提出された書類及び添付書類は、情報公開請求により全部又は一部を開示することがあります。

8 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 本公募要領に示す条件に違反した場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 同一の者が2つ以上の応募書類を提出した場合。
- (4) 交付決定までの間に、公募申請書で提示した業務実施体制を構築することが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。
- (5) その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

9 補助事業者の選定方法

(1) 審査方法

県が設置する選定委員会において審査を行います。

(2) 選定委員会の開催

書面審査により開催します。なお、必要に応じて、書面にて審査委員との質疑応答を行います。

(3) 審査基準

- ア 起業支援金の公募について、県全体に広く周知する具体的な取組となっているか。
- イ 起業支援金の公募から交付・精算までの一連の事務について、必要な知見やノウハウ、体制、実績を有しているか。
- ウ 採択された社会的起業家に対する伴走支援について、経営能力・経験を備えた起業サポーター体制を構築し、実施することができるか。
- エ 実施方法、実施スケジュールについて、具体的かつ現実的であるか。
- オ 起業支援事業を円滑に遂行するために必要な事務局体制がとられているか。
- カ 経費の内容及び積算は適正か。また、コストパフォーマンスに優れているか。

(4) 審査結果の通知

全ての応募者に審査結果を通知します。

10 交付決定に関する事項

(1) 交付決定までの手続き

採択者は、県からの案内に従い、補助金交付申請書を提出し、県から補助金の交付決定を受けて事業を開始します。

なお、採択から交付決定までの間、県との協議により、事業内容や構成、事業規模、補助額等に変更が生じる場合があります。この場合において、協議が整わなかった場合には、交付決定を行わない場合があります。

(2) 交付決定の条件

本公募は、令和8年度速やかに起業支援事業を開始できるよう、本事業に係る予算の成立前に行うものであるため、県議会で予算が可決され、執行が可能となることが交付決定の前提となります。

(3) 関係書類の整備

補助事業者は、本事業に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

11 スケジュール（予定）

| | |
|-----------|---------------------|
| 公募開始 | 令和8年3月5日（木） |
| 応募書類提出期限 | 令和8年3月18日（水）17時 |
| 書面審査 | 令和8年3月25日（水）（予定、書面） |
| 審査結果通知 | 令和8年3月27日（金）（予定） |
| 交付決定・事業着手 | 令和8年4月1日（水）以降 |

12 提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階

福島県商工労働部産業振興課（担当：熊倉、佐藤）

電話：024-521-7283

電子メール：business@pref.fukushima.lg.jp